平成２６年（フ）第４９４３号
東京都足立区関原２丁目22―21　エリール２―205
破産者　佐々木丈夫
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２５４号
東京都昭島市上川原町３丁目８―21
破産者　渡邊　泰吉
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２５５号
東京都昭島市上川原町３丁目８―21
破産者　渡邊きよ子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２５９号
東京都墨田区東向島４丁目５番11号
破産者　有限会社Ｋ・ＬＩＮＥ
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２６０号
東京都墨田区東墨田２丁目７―１―202
破産者　増田京訓こと　李　　京訓(旧姓木戸)
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２８１号
東京都世田谷区上野毛１丁目12番８号
破産者　株式会社相進堂
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２８２号
神奈川県横浜市泉区和泉町4274―５
破産者　田中　重幸
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３０２号
東京都江東区辰巳２丁目１　Ｋ５―507
破産者　末吉　　彰
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３４４号
東京都中央区銀座６丁目17番２号
破産者　Ｇｉｎｚａ　Ｇａｌｌｅｒｙ株式会社
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３７１号
神奈川県横浜市都筑区中川２丁目９番８―603号
破産者　株式会社ＨＦシステムズ
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３８４号
東京都板橋区前野町６丁目34番12―303号
破産者　有限会社エクセレントジュエル
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３８５号
東京都板橋区前野町６丁目34―12―303
破産者　伊藤　勝也
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４１７号
東京都墨田区菊川３丁目17―18、開始決定時の住所東京都江戸川区船堀６丁目４―24
破産者　木村　俊男
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４２５号
東京都品川区南大井５―12―15、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区南大井６丁目11番12号　笠原ビル３階
破産者　株式会社サンテム
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４２６号
東京都品川区南大井２丁目12―１―606
破産者　鷹野原浩美（旧姓村石）
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４８２号
東京都品川区荏原６―18―21　松月荘202、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区岩本町２丁目６番12号
破産者　株式会社ぎん磁
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４８３号
東京都品川区荏原６丁目18―21―202
破産者　平峯　義廣
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４９１号
千葉県茂原市本小轡1117番地45
破産者　ログキット東京株式会社
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４９２号
千葉県茂原市本小轡1117―45
破産者　安倍　　準
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４９８号
東京都練馬区豊玉上２丁目27番16号
破産者　面白企画開発株式会社
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４９９号
埼玉県所沢市北野１丁目20―９
破産者　友永　修一
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５００号
埼玉県所沢市北野１丁目20―９
破産者　友永　敏代
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部